

22. 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

都市における一定規模の人口を確保等するために、景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援とともに、景観まちづくり刷新支援事業と一体的となって、観光地の魅力向上に資するソフト事業に支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等の創出や居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。

■対象地域

下記の1の区域要件に該当し、かつ2又は3のいずれかに該当する区域又は「■支援内容③及び⑥」の事業を実施する場合には3の区域、景観まちづくり刷新支援事業を実施する場合には4に該当する区域

- 1 居住等機能誘導に資する区域(下記のいずれかの地域)
 - イ 居住誘導区域又は都市機能誘導区域
(人口密度40人/ha)
 - ロ 既成市街地^{※1}内であって、鉄道・地下鉄駅から半径1km内又はバス・軌道の停留所から半径500m内の区域(立地適正化計画未策定都市に限る)
 - ハ 観光資源等^{※2}を活かして地域活性化を推進する区域(郊外部)
(但し、実施主体は景観計画策定団体に限る)

- 2 景観計画区域
- 3 歴史的風致維持向上計画の重点区域
- 4 景観まちづくり刷新モデル地区^{※3}

※1 市街化区域又は非線引き用途地域をいう。

※2 地方公共団体によって策定された計画に位置づけのある地域資源等で、都市のコンパクト化に効果を有するものをいう。

※3 景観まちづくり刷新モデル地区に指定された地区をいう。

地域固有の資源である景観・歴史資源が建替え等の事由により消滅し、地域の魅力低下を引き起こしているため、地域の賑わい創出につながる活用を行い、居住人口の集約と地域の活性化を図る必要がある。



■支援内容

(ただし、支援内容における事業を実施するためには集約促進景観・歴史的風致形成推進計画の策定が必要。)

- ① 景観を阻害する建造物の除却
- ② 景観を阻害する屋外広告物の除却
- ③ 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備
- ④ 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討
- ⑤ 住民等の啓発又は合意形成を図るための活動若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動
- ⑥ 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動
- ⑦ 伝統工法を現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工
- ⑧ 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルの導入など景観やまちなみを楽しむための社会実験
- ⑨ 景観まちづくりのPR・広報活動

☆③の直接補助のみ補助率1/2。他の補助率は1/3



○問い合わせ・申請先

近畿地方整備局 建政部 都市整備課 企画調査第一係
電話 06-6942-1081